

香川県条例第30号

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例（昭和36年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 知事等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは、「<u>100分の157.5</u>」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 知事等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

第2

改正後	改正前
<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 知事等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「<u>100分の162.5</u>」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>	<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 知事等の受ける通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第5号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、同条例第14条の5第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは、「<u>100分の157.5</u>」とし、同条第6項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、規則で定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、令和4年4月1日から施行する。